平成２１年（フ）第３９０号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋５丁目57番地
債務者　伊藤　正浩
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井田吉史
4　破産債権の届出期間　平成21年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年11月19日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第５９７号
岐阜市尻毛１丁目115番地３コーポいぶき102号室
債務者　篠田　敏彦
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　　忍
4　破産債権の届出期間　平成21年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年12月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１１１４号
神戸市兵庫区中道通６丁目２番27号　辻井マンション301号
債務者　岡　多加子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬合　孝一
4　破産債権の届出期間　平成21年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月29日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１７２号
広島市南区南蟹屋１丁目10番35―909号
債務者　芝田　健二
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水憲一郎
4　破産債権の届出期間　平成21年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月17日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２１７号
広島市南区比治山本町１番８―303号
債務者　池田　　剛
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野曽原悦子
4　破産債権の届出期間　平成21年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月15日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２１８号
広島市西区草津南３丁目１番13号
債務者　山田　博之
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周子
4　破産債権の届出期間　平成21年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月24日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１５号
奈良県葛城市笛堂322番地　サンハイツ笛堂
債務者　永利　達也
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月30日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３５２号
奈良県磯城郡田原本町大字十六面２番地の１
債務者　江崎　伸昭
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤宗　桂一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月16日午前９時50分
5　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４３６号
滋賀県草津市西渋川２丁目10番29号　西田ハイツＢ―６号室
債務者　髙嶋　伸行
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相馬　宏行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月20日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３８号
京都府相楽郡精華町大字菱田小字ハサマ33番地ガレージＤ内、住民票上の住所滋賀県甲賀市甲南町深川1460番地35
債務者　髙嶋　俊彦
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相馬　宏行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月20日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９７号
兵庫県姫路市白国４丁目２番20号ピュアハイツ202号、従前の住所兵庫県姫路市増位新町１丁目８番地２藤和しらさぎハイタウンＡ―403
債務者　藤井　邦博
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　省吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１１４６号
広島市安佐南区上安５丁目３番１―502号
債務者　印丸　昌助
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平谷　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月17日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１６５号
広島県東広島市八本松南４丁目３番22号コーポそばお101号室
債務者　岡田　雅弘
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　雅文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４８６号
愛媛県松山市西石井２丁目10番24号
債務者　髙本　和弘
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
松山地方裁判所